

富山県自転車活用推進検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 富山県内における自転車の活用の推進に向けた効果的な施策を総合的かつ計画的に推進するため、富山県自転車活用推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 本県における自転車の活用推進に関する現状分析と課題整理に関すること。
- (2) 本県における自転車の活用推進に向けた施策の検討に関すること。
- (3) その他自転車の活用に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者、経済団体、関係団体及び行政の代表者等のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることがある。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、知事が招集する。

2 委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、富山県総合政策局企画調整室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月5日から施行する。